

学校法人会計と企業会計の違い（比較表）

| | 学校法人会計 | 企業会計 |
|---------|---|--------------------------------|
| 目的等 | 教育・研究活動 非営利かつ公共的 損益均衡で利益獲得を目的としない | 営利目的 利益獲得を目的とする |
| 主な報告書類 | 資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表 | キャッシュ・フロー計算書 損益計算書 貸借対照表 |
| 基本的な財産 | 基本金（永続的保持する自己所有財産） | 資本金（株主出資） |
| 利益（剰余金） | 原則として収支均衡 | 株主配当 賞与配当 |

学校法人会計基準と企業会計原則との違い（比較表）

| 内容説明 | 学校法人会計基準 | 企業会計原則 |
|---|----------|---------------------|
| 財政及び経営の状況について 真実な内容を表示すること | 真実性の原則 | 真実性の原則 |
| 全ての取引について、簿記の 原則によって、正確な会計帳 簿を作成すること | 複式簿記の原則 | 正規の簿記の原則 |
| 資本取引と損益取引とを明瞭 に区別し、特に資本剰余金と 利益剰余金とを混同してはな らない | | 資本取引、損益取引区別の原則 |
| 財政及び経営の状況を正確に 判断することができるように 必要な会計事実を明瞭に表示 すること | 明瞭性の原則 | 明瞭性の原則 (適切開示の原則) |
| 採用する会計処理の原則・手 続き・計算書類の表示方法に ついては、毎会計年度継続し て適用し、みだりに変更しな いこと | 継続性の原則 | 継続性の原則 |
| 企業の財政に不利な影響を及 ぼす可能性がある場合には、 これに備えて適当に健全な会 計処理をしなければならない | | 保守主義の原則 |
| 株主総会提出、租税目的等異 なる形式の財務諸表を作成す る必要がある場合、政策の考 慮のために事実の真実な表示 を歪めてはならない | | 単一性の原則 |